

事務局長	係長	係

第 28 回大町町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 10 月 3 日（金）午前 9 時 0 0 分～ 9 時 4 0 分
2. 開催場所 大町町役場 中会議室（2 階）
3. 出席者 （9 名）

委員 永尾 敏行	農地利用最適化推進委員 永尾 勝芳
委員 山下 洋一	農地利用最適化推進委員 牛島 幸雄
委員 竹下 砂男	農地利用最適化推進委員 山崎 和幸
委員 梶原 一郎	
委員 吉村 尚子	
委員 中島 英昭	
4. 欠席者 （ 1 名）

委員 武村 哲也

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

委員 ■ 番 ■■■ ■■■ 委員 ■ 番 ■■■ ■■■

- 第 2 【議案第 9 号】 農用地利用集積等促進計画（案）への意見について
- 【議案第 10 号】 地域計画変更（案）に対する意見聴取について
- 【議案第 11 号】 農業振興地域整備計画の変更に係る協議について（1 件）
- 【議案第 12 号】 非農地証明について（1 件）
- 【議案第 13 号】 農地法第 4 条の規定による農地の転用について（1 件）

6. その他

7. 農業委員会事務局

事務局長	古賀 九州男
係 長	津野 弘樹
書 記	野村 有加里

8、その他出席職員

農政係長

中島 隆起

事務局

おはようございます。ただ今から令和7年度第28回大町町農業委員会総会を開催いたします。出席委員は7名中6名で定員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。農業委員会法により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の進行は永尾会長にお願いいたします。

議長

先の有田での農業会議研修会にご協力いただき有難うございましたお疲れ様でした。

これより議事に入りますが、まず、議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは議事録署名委員は■番■■■■委員と■番■■■■委員にお願いいたします。なお、本日の議事録書記には■■氏を指名いたします。それでは、議案に入ります。議案第9号農用地利用集積等促進計画(案)への意見について議題に供します。事務局から議案第9号の朗読と説明をお願いいたします。

津野係長

それでは説明させていただきます。2ページ目をご覧ください。今回は、申出人が■■町の方で規模を縮小されます。その分を■■■法人にお願いをして、今後の小作を引き受けていただく案件となります。権利を設定する者が■■町の方で権利の設定を受ける者が農事組合法人■■■となります。【以下、議案第9号農用地利用集積等促進計画(案)への内容の朗読及び説明】
耕作者としては適当であるかとして意見を回答したいと思いますのでご審議の方を宜しく願います

議長

この件につきまして何か意見はございますか。
畑ヶ田はどの位の規模を受けつけて増やせる枠はございますか。

梶原委員

■■町と隣接しておりますから高良川の手前の方と考えております。■■町生産組合との関係もありますので。

議長

何か他にございますか。

(質問・意見等なし)

議 長 それでは採決いたします。議案第 9 号農用地利用集積等促進計画（案）への意見について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 議案第 9 号農用利用地集積等推進計画（案）について、賛成多数により原案のとおり決定いたしました。それでは、続きまして、議案第 10 号地域計画変更（案）に対する意見聴取について事務局より朗読と説明をお願いします。

津野係長 こちらの都合で申し訳ありませんが
【議案第 10 号地域計画変更（案）に対する意見聴見について】
【議案第 11 号農業振興地域整備計画の変更に係る協議について】
続けて 2 議案を、朗読及び説明を致します。
まず、3 ページ目をご覧ください、議案第 10 号、令和 7 年 9 月 10 日に変更申出があり地域計画書に係る変更申出書（除外）1 件の説明をいたします。申出人は子の父親（申請者）で変更理由は子の住宅建設のため。変更しようとする土地は大字大町三本松箆 166 番地、地目は田、登記簿が 5,150 ㎡となっています。その内の 289 ㎡を今回、住宅建設のために地域計画の変更での地域計画からの除外とし、この後の計画で農振の方で除外と申出をされています。同意書には区長、生産組合長、現時点での耕作者、隣接農地所有者、隣接地耕作者より同意の方は頂いています。続きまして、次のページ議案第 11 号で農振除外申請が出ておりますので合わせて説明を致します。「農振法に基づく農用地区域からの除外申請」が同じ方より申請されています。隣接所有者、区長、生産組合長より承諾書の方にも署名をいただいています。総会資料 4 ページ～10 ページに承諾書の署名、位置図、申請地、測量図、現状での建物配置図、現況写真を添付しています。現況写真の赤枠で囲った所が農振除外地となり住宅建設予定地となります。続きまして、農振除外を行うにあたって 6 要件について検討する必要がありますので調書の方を作成しております。【別添資料 A3 版「農振法第 13 条第 2 項の各要件検討調書」の朗読及び説明】以上を終わります。
議案第 10 号地域計画の変更除外と議案第 11 号農振除外についてご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 説明いただきましたが何かご意見はございますか、まず地元の委員さんのご意見を伺いたいたしますが。

梶原委員 パイプラインが家の中に入っていますので、間隔を空けてでも対応出来るかと思いますが。

議 長 はい、有難うございました。何か意見はありますか。

山下委員 地番は農地、農地の分で登録されますか。

津野係長 現在はまだ測量段階でここから分筆をされる予定があります。この申請自体が一旦測量を行い分筆する面積が確定してから申請をして下さいとお願いをしています。今から分筆をされてからおそらく・166-1 と 166-2 に分かれるのかと思います。

議 長 他に何かございますか。

議 長 それでは採決いたします。議案第 10 号地域計画変更（案）に対する意見聴取、並びに議案 11 号農業振興地域整備計画の変更に係る協議（1 件）について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 議案第 10 号地域計画変更（案）に対する意見聴取について並びに議案第 11 号農業振興地域整備計画の変更に係る協議について（1 件）賛成多数により原案のとおり決定いたしました。それでは、続きまして、議案第 12 号非農地証明について（1 件）を事務局より説明をお願いします。

津野係長 それでは、11 ページをご覧ください。
令和 7 年 9 月 19 日に申請があった非農地証明願（1 件）の説明をいたします。

【以下、議案書に基づき議案第 12 号非農地証明（1 件）についての内容を朗読及び説明】

先程の、議案第 10 号、議案第 11 号に絡む案件、「非農地証明願」が出されています。下記の「土地は登記簿地目は農地ではありますが、事実は農地でないことを証明して下さい」と、先ほどの申請者より提出されています。農地でなくなった時期及び原因は、昭和 50 年頃鉱害復旧事業で換地された土地ですが、他に自宅敷地への進入路がないため道路として利用してきた。願出地の状況は通路、進入路として利用している状況です。農地の形は、12 ページに赤枠で囲み記載しています。現状写真は 13 ページに掲載しています。今までも同じように換地されて進入路地目が田のまま土

地があり家を建てる時に進入路が無いために住宅ローンの審査が通らないと相談があり、今までも「非農地証明願」を提出して頂いて承認をしていただいている経緯がございます。ご審議の方を宜しく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。何かご質問はありますか。よろしいですか、それでは採決いたします。議案第 12 号非農地証明について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

議案第 12 号非農地証明について、賛成多数により原案のとおり決定いたしました。それでは続きまして、議案第 13 号農地法第 4 条の規定による農地の転用について (1 件) について事務局より説明をお願いします。

津野係長

それでは、14 ページをご覧ください。
令和 7 年 9 月 8 日に申請がありました「農地法第 4 条の規定による許可申請書が提出されました。」

【以下、議案書に基づき議案第 13 号農地法第 4 条の規定による農地の転用について朗読及び説明】

【1.転用目的】は駐車場、【2.許可を受けようとする土地】大町町大字大町一本松籠 6517 番地 1、地目(登録簿)畑で保全管理が行われていました。所有者と耕作者は同じ方です。面積: 61 m² 【3.転用計画の詳細】現在、7 人家族で家族使用の車が 5 台あります。現在、混雑した駐車状況にあり、来年は、孫が 18 歳となり免許取得と車を購入する計画です。そのため、安全性と利便性を考慮した新たに駐車場が必要となり、隣接した畑を駐車場として計画しています。また、この畑は以前から保全管理の状況でもある為、宅地として有効利用したいと思います。工事着工時期は許可直後、工事完了時期は許可後 2 か月見越してあります。土地利用計画は 61 m²駐車場、三台分を確保される予定。【4.資金調達計画】、総事業費 200 千円、工事代 200 千円、自己資金の対応です。【5.被害防除施設の概要】(1) 造成計画は現状のまま利用する。(4)排水計画は、河川、水路放流。(6)他の法令関係はありません。17 ページに駐車場 3 台分で計画をされております。既存の排水溝があるので勾配を付けて排水溝に流す様に計画を立ててあります。場所は工房ひじりより江北方面です。19 ページに現在地を掲載しています。自宅への進入路と同じです。20 ページに現況の写真を掲載しています。別添、「農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見書」朗読及び説明。

議 長 何かご意見はございませんか。

(質問・意見等なし。)

議 長 それでは採決いたします。
議案第 13 号農地法第 4 条の規定による農地の転用について (1 件) について賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 賛成多数により原案のとおり決定いたしました。

事 務 局 連絡事項
・ ■■委員【11 月 18 日～11 月 19 日】
九州・沖縄女性農業委員会研修会に参加されます。

・ ■■委員【11 月 25 日～11 月 26 日】
全国農業委員会に参加されます。

議 長 他になればこれで終わります。閉会をお願いします。

副議長 それではこれもちまして、第 28 回大町町農業委員会総会
を閉会いたします。次回の農業委員会総会は、11 月 5 日 (水)
に開催いたします。本日はお疲れ様でした。

上記のとおり大町町農業委員会議事録記載に相違ないこと記することに署名する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員